

みどりの
食料シス
テム戦略

環境負荷低減の クロスコンプライアンス チェックシート解説書



— 民間事業者・自治体等編 —

Ver.1.0



MAFF
農林水産省

【 2024.1.26 作成 】

解説書の最新版は、
こちらを
ご確認ください。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanryo/seisaku/midori/kurokon.html>

目次

	ページ
みどりの食料システムとは	2
環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは	3
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (民間事業者・自治体等向け)	4
ここをチェック！	
（１）適正な施肥	5
①環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 ※農産物等の調達を行う場合	
（２）適正な防除	5
②環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 ※農産物等の調達を行う場合	
（３）エネルギーの節減	6
③オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
④省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	
⑤環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	
（４）悪臭及び害虫の発生防止	7
⑥悪臭・害虫の発生防止・低減に努める ※肥料・飼料等の製造を行う場合	
（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	7
⑦プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑧資源の再利用を検討	
（６）生物多様性への悪影響の防止	8
⑨生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合	
⑩排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合	
（７）環境関係法令の遵守等	9
⑪みどりの食料システム戦略の理解	
⑫関係法令の遵守	
⑬環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
⑭機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者である場合	
⑮正しい知識に基づく作業安全に努める	
〔参考〕農林水産業・食品産業等に関する主な環境関連法令 ※(7)⑫関連	10

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。
みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、
すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。
そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



調達

- 環境負荷低減に資する
新たな技術や品種の研究開発
- 家畜排せつ物や食品残さ等の
地域の未利用資源の活用
- 廃熱等の地域エネルギーの活用 など

生産

- 堆肥を用いた土づくり
- 化学肥料・化学農薬の使用低減
- 秋耕や中干し延長など水田メタン削減
- 施設園芸の省エネルギー化
- バイオ炭の施用
- 生分解性マルチの導入 など

環境負荷低減に向けた
取組のポイント

消費

環境負荷低減の努力を
消費者の選択につなげるため
温室効果ガス削減の効果を
「見える化」してみませんか？



加工流通

- 環境にやさしい農林水産物を用いた
新たな商品の開発・需要の開拓
- 環境にやさしい農林水産物の
流通コスト削減に向けた流通の合理化
など

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは

農林水産省の各種補助事業等において

持続可能な食料システムの構築に向けた

環境にやさしい農林漁業のために

必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に

総合的に配慮するための基本的な取組

✓ 適正な施肥



✓ 適正な防除



✓ エネルギーの節減



✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



環境負荷低減のクロスコンプライアンスの

 チェックシートで、

環境にやさしい取組をはじめましょう！

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
		(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
		(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
		(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
		(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
		(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

※上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合がありますため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(1) 適正な施肥



取組のポイント

- ☞ 適正な栽培方法で生産された農産物等の活用に努めることで、持続的な生産活動を後押し、持続的かつ安定的な調達につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



①環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

※農産物等の調達を行う場合

- ・農林水産物や加工食品を使用する場合には、環境や持続性※に配慮して作られていることを確認して調達することを検討する。
- ※ みどり認定を取得した農業者や、GAP等の取組を行った者が生産した農産物、有機JAS、MSC、MEL等の認証を取得した農林水産物の調達。SDG s に係る取組を公表している食品企業からの調達等。
- ・農林水産物や加工食品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討する）。

(2) 適正な防除



取組のポイント

- ☞ 適正な栽培方法で生産された農産物等の活用に努めることで、持続的な生産活動を後押し、持続的かつ安定的な調達につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック!



②環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

※農産物等の調達を行う場合

- ・農林水産物や加工食品を使用する場合には、環境や持続性※に配慮して作られていることを確認して調達することを検討する。
- ※ みどり認定を取得した農業者や、GAP等の取組を行った者が生産した農産物、有機JAS、MSC、MEL等の認証を取得した農林水産物の調達。SDG s に係る取組を公表している食品企業からの調達等。
- ・農林水産物や加工食品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討する）。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(3) エネルギーの節減



取組のポイント

- ☞ 必要な時期に、必要な量だけ電気・燃料を使用することで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック!



③ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

- ・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、伝票の保存等に努める。
- ・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載により、使用量・使用料金の記録に努める。



④ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討

- ・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止を検討する。
- ・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理を検討する。
- ・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検等を行うよう努める。
- ・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施を検討する。
- ・建設資材廃棄物、製材等残材の燃料としての活用を検討する。



⑤ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

- ・製造時等の環境負荷に関する情報が開示されたものを調達することを検討する。
 - ・物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討する）。
 - ・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用が可能なものや再生資源を利用したものを調達することを検討する。
 - ・農林水産物や加工食品を使用する場合には、環境や持続性※に配慮して作られていることを確認して調達することを検討する。
- ※ みどり認定を取得した農業者や、GAP等の取組を行った者が生産した農産物、有機JAS、MSC、MEL等の認証を取得した農林水産物の調達。SDGsに係る取組を公表している食品企業からの調達等。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(4) 悪臭及び害虫の発生防止



取組のポイント

- ☞ 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、周辺住民等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック!



⑥悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

※肥料・飼料等の製造を行う場合

- ・臭気や害虫の発生源となる可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境への影響を防止するため定期的に点検を行うことを検討する。
- ・食品保管を行う等の場合、定期的に清掃を行い、清潔な環境を維持することを検討する。

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分



取組のポイント

- ☞ 廃プラスチックや作物残さ等の廃棄物の発生抑制、再生利用による資源の有効活用により、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック!



⑦プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

- ・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から、木材や紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。
- ・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合には法令に従って適切に実施している。



⑧資源の再利用を検討

- ・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。
- ・事業所などにおいて、ゴミの分別回収を実施している。
- ・燃料や紙、木質ボード、敷料、たい肥の原料等として、木くずの有効活用を検討する（自社での活用のほか、他社への販売等も可）。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(6) 生物多様性への悪影響の防止

取組のポイント

- ☞ 工事を行う場合には、水質や大気への影響に配慮することで、生態系の保全に貢献することができます。
- ☞ 特定事業場では水質汚濁防止法の遵守が求められますので、確認しましょう。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック！



⑨生物多様性に配慮した事業実施に努める

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合

- ・近隣の生物種に影響を与えるような水質汚濁が発生しないよう努めている。
- ・近隣の生物種に影響を与えるような大気汚染が発生しないよう努めている。



⑩排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

※特定事業場である場合

- ・以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。
 - 特定事業場の届出内容に変更があった場合の変更届
 - 排出水の水質規制基準等の遵守
 - 年に1回以上の排出水の測定と結果の記録、その3年間の保存

注目！

水質汚濁防止法の適用対象となる事業場

(特定事業場)

- ・化学肥料製造工場
- ・農薬製造業
- ・製材工場 等

上記以外にも、多数対象となっている事業者があるので、個別に確認しましょう。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(7) 環境関係法令の遵守等

取組のポイント

- ☞ みどりの戦略を通して環境負荷低減に関連する基本的な取組や、自らの事業活動や運営に関連のある環境関連法令を確認しましょう。
- ☞ 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。

〈判断基準となる取組内容〉

チェック！



⑪みどりの食料システム戦略の理解

- ・みどりの食料システム法の基本方針に示された、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を理解する。
- ・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 – 民間事業者・自治体等編 –」に記載されているチェックの判断基準となる取組内容を理解する。



⑫関係法令の遵守

- ・自らの事業活動や運営に関係している法令を遵守している。



⑬環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

- ・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 – 民間事業者・自治体等編 –」にある記載内容を理解し、関係する事項について取り組むよう努める。
- ・事業者として独自の環境方針やビジョンなどを策定している、もしくは、策定を検討する。



⑭機械等の適切な整備と管理に努める

※機械等を扱う事業者である場合

- ・作業機械・設備・車両等が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努める。
- ・作業現場における工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。



⑮正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努める。
- ・労災保険等の補償措置を備えるよう努める。



〔参考〕農林水産業・食品産業等に関する 主な環境関連法令 ※(7)⑫関連

注：各事業ごとに、遵守すべき法令は異なることから、各事業の要綱・要領、仕様書などをご確認ください。

（１）適正な施肥

- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- ・ 土壌汚染対策法 (平成14年法律第 53号)

（２）適正な防除

- ・ 農薬取締法 (昭和23年法律第 82号)
- ・ 植物防疫法 (昭和25年法律第151号)
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)

（３）エネルギーの節減

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第 49号)

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)
- ・ 悪臭防止法 (昭和46年法律第 91号)
- ・ 森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第 53号)

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第112号)

（６）生物多様性への悪影響の防止

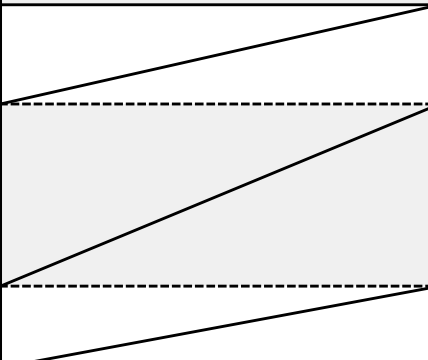
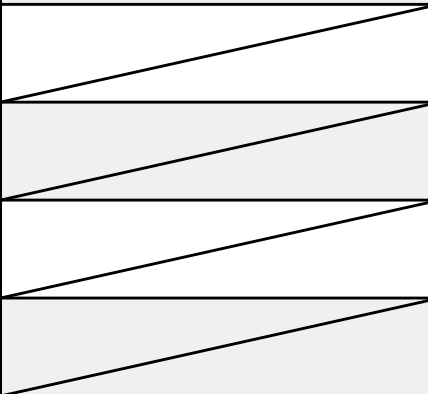
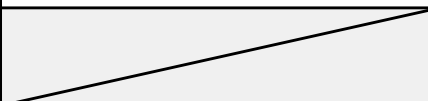
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第 97号)
- ・ 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ・ 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第 88号)
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第 48号)
- ・ 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ・ 持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第 51号)

（７）環境関係法令の遵守等

- ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年法律第 37号)
- ・ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第 57号)
- ・ 環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第 56号)
- ・ 土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・ 森林法 (昭和26年法律第249号)
- ・ 漁業法 (昭和24年法律第267号)



「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI			2030年 目標		2050年 目標	
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)	
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等 技術の確立	既に実用化されている化石燃料 使用量削減に資する電動草刈機、 自動操舵システムの普及率:50%	2040年 技術確立		
			高性能林業機械の電化等に係る TRL TRL 6:使用環境に応じた条件 での技術実証 TRL 7:実運転条件下での プロトタイプ実証			
			小型沿岸漁船による試験操業を実施			
③	化石燃料を使用しない園芸施設への 移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合:50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行		
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		
環境保全	⑤	化学農業使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値) (50%低減)	
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン(30%低減)	
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha(25%)	
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)			
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)			
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合:10%			
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%			
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%		90%	
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度(444万トン)まで回復	444万トン			
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率	13%			
		養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	64%		100%	

